

金融規制強化に対する日本の対応

松尾直彦（西村あさひ法律事務所）

日本の金融システムは、「国際化」を大きな旗印として整備が進められてきた。「国際化」とは主に米英の制度を参照することを意味し、「効率的・合理的市場理論」を重視するものであった。90年代末の金融システム改革はその典型であった。

21世紀における日本の金融システム整備の基本指針といえる金融審議会答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」（02年9月）も、「産業金融モデル」（銀行中心の預金・貸出による資金仲介）よりも「市場金融モデル」（価格メカニズムが機能する市場を通ずる資金仲介）を重視するものであった。

一方、日本の金融システムは、「公正」と「効率」の「最適バランス」の確保を志向するものでもあった。今回のグローバル金融危機の前から、日本は特に米国とは異なる規制制度を整備しており、その正当性が評価される。具体的には、①銀・証分離政策の維持と銀行グループのマーチャント・バンキング業務制限、②金融商品取引法によるデリバティブ取引規制（店頭CDS取引規制を含む）やファンド業規制などの整備、および③1つの当局がすべての金融業務を規制監督する「一元監督者」制度などである。

金融規制に関する米英の政策は振幅が大きく、特に現在の金融規制監督強化論は選挙対策という政治的思惑もあることから、その参照には留意が必要である。G20首脳会議も依然として米英の影響が大きいように思われる。

このような観点から、金融審議会基本問題懇談会報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」（09年12月）において提言されている「3つのSの視点」、具体的には①「適合性（Suitability）」（市場や金融業の実情に適合）、②「持続可能性（Sustainability）」（経済の持続的な成長や金融仲介機能の持続的な発揮）、および③「安定性（Stability）」（金融システムの安定性を確保すること）の視点が重要である。

したがって、日本は、G20首脳会議の一員として、その合意事項を基本的に実施する必要がある一方、米英の金融規制監督強化論に振り回されない賢明さを持つことが重要である。現在の金融規制改革の動向は、このような方向性にあるものとして、基本的に評価できる。